

高性能林業機械化促進基本方針の要旨

<背景>

低コストで効率的な林業経営を通じて適切な森林の整備を推進していくため、高性能林業機械化を促進し、生産性の向上、省力化、労働強度の軽減及び労働安全性の改善を図っていくことが急務。

<現状>

高性能林業機械化促進基本方針(平成3年9月11日付け農林水産省公表)に基づき、その普及定着が進められてきたところ。

<問題点>

地形が急峻な地域においては高性能林業機械の導入が進んでいないこと

路網整備や施業の団地化・共同化が進んでいない地域等においては普及が進んでいない稼働率が低いこと

伐出作業については高性能林業機械作業システムとしての普及が進んでおらず、また、育林作業における高性能林業機械化が遅れていること

間伐等の非皆伐作業及び環境負荷低減に配慮した作業に対応したシステムの構築及び高性能林業機械の開発が十分ではなかったこと

こうした現状を踏まえ、高性能林業機械化促進基本方針を次のように改定。

第1 新たな高性能林業機械作業システムの目標

1 伐出作業

現場の作業条件に対応し、事業規模別、傾斜別、集材距離別に、今後開発を進める伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム及び既存の及び今後改良を進める伐出用高性能林業機械等を組み込んだ高性能林業機械作業システムを示す。

2 育林作業

新しい育林作業体系の構築、導入を図りつつ、一貫した新しい育林作業体系による高性能林業機械作業システム及び従来型の育林作業体系において効率化を図る高性能林業機械作業システムを示す。

3 補完システム

林業経営のトータルコストを引き下げる観点から、路網整備困難地への対応や森林調査の効率化等に係るシステムの構築及び導入を図る。

第2 新たな高性能林業機械作業システムに必要な高性能林業機械の開発及び改良の指針

1 先端技術導入高性能林業機械開発

作業の自動化及び効率化に資するため、急傾斜地非皆伐用伐倒機械、無人走行フォワーダ等の伐出機械、小型自走式耕耘植付け機械、育林用自動走行作業機械等の育林用機械、森林調査・測量機械システム等の補完システムの開発を推進。

2 既存の高性能林業機械等の改良

これまで開発された高性能林業機械及び既存の林業機械について、既存の機械を改良。

3 開発の体制

森林総合研究所、機械メーカー、ユーザー、学識経験者等で構成する委員会を設置して、開発機種を選定及び構造の検討、技術指導、評価を実施。

第3 新たな高性能林業機械作業システム普及定着の条件整備

1 利用組織等の整備

地域の森林施業に関する情報の把握及び交換、森林施業及び機械の共同利用体制及び組織の整備及びレンタル・リース制度等の充実及び強化。

2 路網の整備

計画的かつ早急に林道及び作業道の整備、作業ポイント及び仮設機械作業路の利用推進。

3 環境への影響に配慮した機械作業の実施

土壌の攪乱、締固め及び残存木への被害、廃棄物放置の防止等、環境に悪影響を及ぼさない作業方法の普及指導。

4 普及指導体制の整備

高性能林業機械作業システム技術者の養成を図るとともに、システムの浸透を図る現場実演、講習会及び展示会の開催及び高性能林業機械作業システムによる森林造成及び施業モデル林の設置等による高性能林業機械作業システムの普及定着を推進する。